

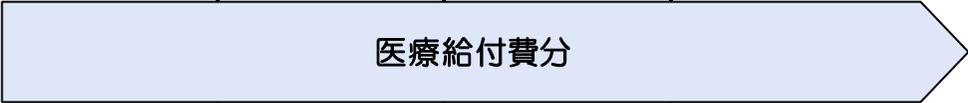
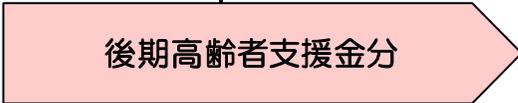
令和7年度
第2回新宿区国民健康保険運営協議会

参考資料2

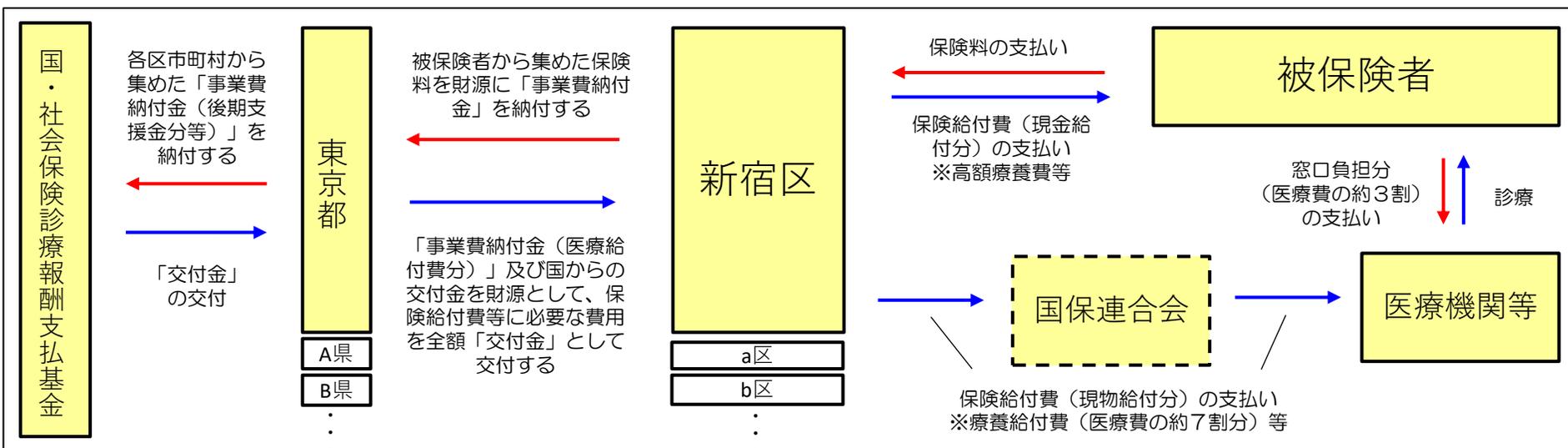
令和8年3月14日
新宿区健康部医療保険年金課

国民健康保険料の種類と財政運営の仕組み

国民健康保険料の種類の変遷

昭和34年度～	平成12年度～	平成20年度～	令和8年度～	
 医療給付費分				国民健康保険被保険者の各種給付等に充てられる。
		 後期高齢者支援金分		各医療保険加入者全員に対して負担が求められ、後期高齢者医療制度の保険給付等に充てられる。
	 介護納付金分			介護保険第2号被保険者（40～64歳）のみ賦課される。当該被保険者の介護保険料は、医療保険料の中で一体的に徴収することとされており、介護保険制度の運営に充てられる。
			 子ども・子育て支援納付金分	将来を担う子どもや子育て世代を全世代・全経済主体で支える仕組みとして、児童手当など法律で定めた子ども・子育て世帯向けの給付に充てられる。ただし、18歳未満に係る均等割額は全額軽減される。

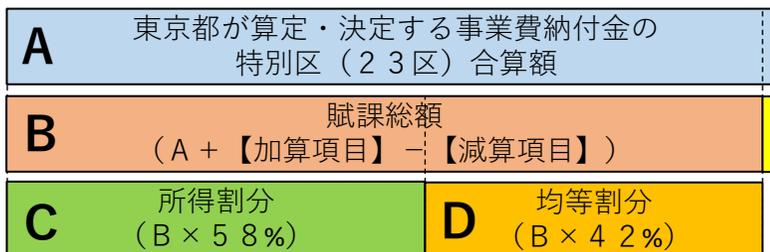
国民健康保険の財政運営の仕組み



保険料率の算定方法

※賦課割合

所得割と均等割の割合は、全国平均所得水準の場合、50：50とし、特別区の所得水準と比較し割合を調整する。令和8年度においては、医療分・後期支援金分・介護分は58：42、子ども支援分は57：43となっている。



納付金（A）に、法に基づく補助金等を加減算し、賦課総額（B）を算出する。

▶ 所得割保険料率の算定方法（全区分共通）

$$\text{所得割分 C} = \frac{\text{1人当たり平均所得金額}}{\text{特別区の被保険者数}} \times \text{保険料率}$$

方程式を整えると...

$$\text{保険料率} = \frac{\text{所得割分 C}}{\left(\frac{\text{1人当たり平均所得金額}}{\text{特別区の被保険者数}} \right)}$$

▶ 均等割保険料の算定方法（全区分共通）

$$\text{均等割保険料} = \frac{\text{均等割分 D}}{\text{特別区の被保険者数}}$$

▶ 18歳以上均等割保険料の算定方法（子ども・子育て支援納付金分のみ該当）

$$\text{18歳以上均等割保険料} = \left(\frac{\text{均等割保険料}}{\text{特別区の18歳未満被保険者数}} - \frac{\text{特別区の18歳未満公費軽減額}}{\text{特別区の18歳以上被保険者数}} \right) \times \text{特別区の18歳以上被保険者数}$$

○所得割保険料率・均等割保険料は、「被保険者数」、「1人当たり平均所得金額（賦課限度額控除後の国保保険料算定に用いる所得の平均金額）」の推計値に基づいて、上記の計算式で算出される。

○子ども・子育て支援納付金分については、**18歳未満（※）の均等割保険料は全額軽減措置を行い、軽減相当分は18歳以上の被保険者で負担する**（これを「18歳以上均等割額」という）。そのため保険料は、世帯に属する被保険者につき算定した所得割額と均等割額の総額に、当該世帯に属する18歳以上の被保険者につき算定した18歳以上均等割額の総額を加算した額となる。

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの被保険者（高校生年代までの被保険者）

▶ 【子ども・子育て支援納付金分】18歳以上被保険者が負担する保険料 = (所得割額 + 均等割額) + 18歳以上均等割額

新宿区国民健康保険料率の推移

区分		令和8年度 (案)	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	
賦課 割合	医療給付費分	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	
	後期高齢者 支援金分	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	
	介護納付金分	58:42	58:42	58:42	58:42	57:43	57:43	
	子ども・子育て 支援納付金分	57:43	-	-	-	-	-	
保険料率	所得割	医療給付費分	7.51%	7.71%	8.69%	7.17%	7.16%	7.13%
		後期高齢者 支援金分	2.80%	2.69%	2.80%	2.42%	2.28%	2.41%
		介護納付金分	2.43%	2.25%	2.16%	1.75%	2.04%	2.05%
		子ども・子育て 支援納付金分	0.27%	-	-	-	-	-
		医療分+後期分 +子ども分	10.58%	10.40%	11.49%	9.59%	9.44%	9.54%
		医療分+後期分 +介護分+子ども分	13.01%	12.65%	13.65%	11.34%	11.48%	11.59%
	均等割	医療給付費分	47,600円	47,300円	49,100円	45,000円	42,100円	38,800円
		後期高齢者 支援金分	17,600円	16,800円	16,500円	15,100円	13,200円	13,200円
		介護納付金分	17,800円	16,600円	16,500円	16,200円	16,600円	17,000円
		子ども・子育て 支援納付金分※1	1,873円	-	-	-	-	-
		医療分+後期分 +子ども分	67,073円	64,100円	65,600円	60,100円	55,300円	52,000円
		医療分+後期分 +介護分+子ども分	84,873円	80,700円	82,100円	76,300円	71,900円	69,000円
賦課 限度額	医療給付費分	670,000円	660,000円	650,000円	650,000円	650,000円	630,000円	
	後期高齢者 支援金分	260,000円	260,000円	240,000円	220,000円	200,000円	190,000円	
	介護納付金分	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	
	子ども・子育て 支援納付金分	30,000円	-	-	-	-	-	

※1 均等割額(1,800円)と18歳以上均等割額(73円)の合計を記載。

→18歳未満の「均等割額(1,800円)」は全額軽減措置を行い、軽減相当分は18歳以上の被保険者が「18歳以上均等割額(73円)」として負担する。

※2 子ども・子育て支援納付金分については、18歳未満の均等割額は全額軽減措置を行うことから、割り返す被保険者数は18歳以上の人数として、1人当たり保険料額を算出している。

区分		令和8年度 (案)	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
被保険者数	被保険者数	87,047人	87,804人	85,137人	85,462人	83,146人	86,301人
	介護保険第2号 被保険者数	25,746人	26,200人	25,829人	27,931人	28,692人	28,526人
	18歳以上 被保険者数	82,545人	-	-	-	-	-
1人 当たり 保険料 (法定軽減・未 就学児軽減前)	医療給付費分	101,635円	101,195円	104,875円	101,562円	95,635円	92,440円
	前年比増減率	0.43%	▲351%	3.26%	6.20%	3.46%	▲358%
	後期高齢者 支援金分	37,968円	36,198円	35,074円	34,210円	30,119円	30,833円
	前年比増減率	4.89%	3.20%	2.53%	13.58%	▲232%	1.05%
	介護納付金分	42,465円	39,187円	38,824円	36,403円	36,418円	39,136円
	前年比増減率	8.37%	0.93%	6.65%	▲004%	▲695%	9.13%
	子ども・子育て 支援納付金分※2	4,012円	-	-	-	-	-
	前年比増減率	-	-	-	-	-	-
	被保険者全体	155,967円	149,086円	151,727円	147,669円	138,321円	136,209円
	前年比増減額	6,881円	▲2,641円	4,058円	9,348円	2,112円	▲1,571円
	前年比増減率	4.62%	▲1.74%	2.75%	6.76%	1.55%	▲1.14%
	40歳未満及び65歳以上 ※18歳未満除く (医療+後期+子ども)	143,615円	137,393円	139,949円	135,772円	125,754円	123,273円
前年比増減額	6,222円	▲2,556円	4,177円	10,018円	2,481円	▲3,113円	
前年比増減率	4.53%	▲1.83%	3.08%	7.97%	2.01%	▲2.46%	
介護保険第2号被保険者 (医療+後期+介護+子ども)	186,080円	176,580円	178,773円	172,175円	162,172円	162,409円	
前年比増減額	9,500円	▲2,193円	6,598円	10,003円	▲237円	160円	
前年比増減率	5.38%	▲1.23%	3.83%	6.17%	▲0.15%	0.10%	

新宿区国民健康保険料率に係る基礎数値

1 新宿区国民健康保険基礎数値

区分	令和8年度 A	令和7年度 B	増減 C (A-B)	増減率 C/B
被保険者数	87,047人	87,804人	▲ 757人	▲0.86%
介護保険第2号被保険者数 (40歳以上65歳未満)	25,746人	26,200人	▲ 454人	▲1.73%
18歳以上被保険者数	82,545人	—	—	—
1人当たり算 定基礎額 (賦課限度額 超を除く 旧ただし書き 所得)	医療給付費分 719,511円	699,024円	20,487円	2.93%
	後期高齢者支援金分 727,411円	721,130円	6,281円	0.87%
	介護納付金分 1,015,007円	1,003,871円	11,136円	1.11%
	子ども・子育て支援納付金分 792,284円	—	—	—

2 新宿区国民健康保険料率に係る基礎数値

(1) 医療給付費分

区分	令和8年度 A	令和7年度 B	増減 C (A-B)	増減率 C/B	
納付金総額	9,750,452千円	10,144,150千円	▲ 393,698千円	▲3.88%	
1人当たり納付金	112,014円	115,532円	▲ 3,518円	▲3.05%	
保険料率	所得割料率	7.51/100	7.71/100	▲0.20/100	▲2.59%
	均等割額	47,600円	47,300円	300円	0.63%
賦課限度額	670,000円	660,000円	10,000円	1.52%	
所得割賦課額	4,703,609千円	4,732,175千円	▲ 28,566千円	▲0.60%	
均等割賦課額	4,143,437千円	4,153,129千円	▲ 9,692千円	▲0.23%	
賦課総額	8,847,046千円	8,885,304千円	▲ 38,258千円	▲0.43%	
1人当たり保険料	101,635円	101,195円	440円	0.43%	
法定軽減総額(未就学児軽減含む)	1,338,365千円	1,399,676千円	▲ 61,311千円	▲4.38%	
1人当たり保険料・法定軽減後	86,260円	85,254円	1,007円	1.18%	

(2) 後期高齢者支援金分

区分	令和8年度 A	令和7年度 B	増減 C (A-B)	増減率 C/B	
納付金総額	3,667,482千円	3,613,401千円	54,081千円	1.50%	
1人当たり納付金	42,132円	41,153円	979円	2.38%	
保険料率	所得割料率	2.80/100	2.69/100	0.11/100	4.09%
	均等割額	17,600円	16,800円	800円	4.76%
賦課限度額	260,000円	260,000円	0円	0.00%	
所得割賦課額	1,772,930千円	1,703,257千円	69,674千円	4.09%	
均等割賦課額	1,532,027千円	1,475,107千円	56,920千円	3.86%	
賦課総額	3,304,958千円	3,178,364千円	126,594千円	3.98%	
1人当たり保険料	37,968円	36,198円	1,770円	4.89%	
法定軽減総額(未就学児軽減含む)	494,772千円	496,938千円	▲ 2,166千円	▲0.44%	
1人当たり保険料・法定軽減後	32,284円	30,539円	1,745円	5.71%	

(3) 介護納付金分

区分	令和8年度 A	令和7年度 B	増減 C (A-B)	増減率 C/B	
納付金総額	1,154,668千円	1,122,832千円	31,836千円	2.84%	
1人当たり納付金	44,848円	42,856円	1,992円	4.65%	
保険料率	所得割料率	2.43/100	2.25/100	0.18/100	8.00%
	均等割額	17,800円	16,600円	1,200円	7.23%
賦課限度額	170,000円	170,000円	0円	0.00%	
所得割賦課額	635,017千円	591,782千円	43,235千円	7.31%	
均等割賦課額	458,279千円	434,920千円	23,359千円	5.37%	
賦課総額	1,093,295千円	1,026,702千円	66,593千円	6.49%	
1人当たり保険料	42,465円	39,187円	3,278円	8.37%	
法定軽減総額(未就学児軽減含む)	121,068千円	118,684千円	2,384千円	2.01%	
1人当たり保険料・法定軽減後	37,762円	34,657円	3,106円	8.96%	

(4) 子ども・子育て支援納付金分

区分	令和8年度 A	令和7年度 B	増減 C (A-B)	増減率 C/B
納付金総額	347,556千円	—	—	—
1人当たり納付金	3,993円	—	—	—
保険料率	所得割料率	0.27/100	—	—
	均等割額 ※1	1,873円	—	—
賦課限度額	30,000円	—	—	—
所得割賦課額	176,578千円	—	—	—
均等割賦課額	154,607千円	—	—	—
賦課総額	331,184千円	—	—	—
1人当たり保険料 ※2	4,012円	—	—	—
法定軽減総額(未就学児軽減含む)	52,524千円	—	—	—
1人当たり保険料・法定軽減後	3,376円	—	—	—

※1 均等割額(1,800円)と18歳以上均等割額(73円)の合計を記載。
 ※2 子ども・子育て支援納付金分については、18歳未満の均等割額は全額軽減措置を行うことから、割り返す被保険者数は18歳以上の人数として、1人当たり保険料額を算出している。

(5) 1人当たり保険料

区分	令和8年度 A	令和7年度 B	増減 C (A-B)	増減率 C/B
被保険者全体	155,967円	149,086円	6,881円	4.62%
40歳未満及び65歳以上 ※18歳未満除く (医療+後期+子ども)	143,615円	137,393円	6,222円	4.53%
介護保険第2号被保険者 (医療+後期+介護+子ども)	186,080円	176,580円	9,500円	5.38%
被保険者全体・法定減額後	132,913円	126,134円	6,779円	5.37%
40歳未満及び65歳以上・法定減額後 ※18歳未満除く	121,919円	115,793円	6,127円	5.29%
介護保険第2号被保険者・法定減後	159,682円	150,450円	9,232円	6.14%

特別区基準保険料率に係る基礎数値

1 特別区国民健康保険被保険者数

区分	令和8年度 A	令和7年度 B	増減額 C (A-B)	増減率 C/B
被保険者数	1,662,369人	1,698,978人	▲ 36,609人	▲ 2.15%
介護保険第2号被保険者数	608,534人	620,804人	▲ 12,270人	▲ 1.98%

2 特別区基準保険料率に係る基礎数値

(1) 医療給付費分

区分	令和8年度 A	令和7年度 B	増減額 C (A-B)	増減率 C/B	
事業費納付金 A	200,456,175,116円	207,907,638,139円	▲ 7,451,463,023円	▲ 3.58%	
1人当たり納付金額	120,585円	122,372円	▲ 1,787円	▲ 1.46%	
特別区独自の徴収緩和措置 (ロードマップ) 額	0円	2,079,076,381円	▲ 2,079,076,381円	▲ 100.00%	
遊楽緩和措置後の納付金	200,456,175,116円	205,828,561,758円	▲ 5,372,386,642円	▲ 2.61%	
加算項目	保健事業費	373,834,253円	427,555,253円	▲ 53,721,000円	▲ 12.56%
	出産育児諸費	2,920,906,810円	3,055,301,260円	▲ 134,394,450円	▲ 4.40%
	葬祭諸費	654,965,000円	702,163,000円	▲ 47,198,000円	▲ 6.72%
	条例減免に要する経費	706,274円	695,630円	10,644円	1.53%
	特定健康診査に要する経費	2,803,722,092円	2,920,758,249円	▲ 117,036,157円	▲ 4.01%
	国庫等返還分の精算	0円	0円	0円	—
	6,754,134,429円	7,106,473,392円	▲ 352,338,963円	▲ 4.96%	
減算項目	保険者支援制度	12,716,781,156円	13,510,751,346円	▲ 793,970,190円	▲ 5.88%
	都道府県繰入金	2,242,437,615円	2,260,301,567円	▲ 17,863,952円	▲ 0.79%
	保険者努力支援制度	1,981,357,000円	1,859,148,000円	122,209,000円	6.57%
	特定健康診査等負担金	1,762,250,693円	1,795,543,162円	▲ 33,292,469円	▲ 1.85%
	出産育児一時金 (法定繰入金)	0円	2,036,344,545円	▲ 2,036,344,545円	▲ 100.00%
	国特別調整交付金	83,243,000円	71,446,000円	11,797,000円	16.51%
	地方単独公費波及増分	4,378,915円	7,220,684円	▲ 2,841,769円	▲ 39.36%
	国庫等返還分の精算	12,200,146円	11,497,864円	702,282円	6.11%
		▲ 18,802,648,525円	▲ 21,552,253,168円	2,749,604,643円	▲ 12.76%
	賦課総額 B	188,407,661,020円	191,382,781,982円	▲ 2,975,120,962円	▲ 1.55%
	1人当たり保険料	113,337円	112,646円	691円	0.61%
1人当たり所得金額 (賦課限度額控除後)	875,662円	848,368円	27,294円	3.22%	
保険料率	所得割料率	7.51/100	7.71/100	▲ 0.20/100	▲ 2.59%
	均等割額	47,600円	47,300円	300円	0.63%
賦課割合	58・42	58・42	—	—	
賦課限度額	670,000円	660,000円	10,000円	1.52%	
所得割賦課額 C	109,278,896,620円	111,021,122,582円	▲ 1,742,225,962円	▲ 1.57%	
均等割賦課額 D	79,128,764,400円	80,361,659,400円	▲ 1,232,895,000円	▲ 1.53%	

(2) 後期高齢者支援金分

区分	令和8年度 A	令和7年度 B	増減額 C (A-B)	増減率 C/B	
事業費納付金 A	74,601,626,436円	73,317,756,232円	1,283,870,204円	1.75%	
1人当たり納付金額	44,877円	43,154円	1,723円	3.99%	
特別区独自の徴収緩和措置 (ロードマップ) 額	0円	733,177,562円	▲ 733,177,562円	▲ 100.00%	
遊楽緩和措置後の納付金	74,601,626,436円	72,584,578,670円	2,017,047,766円	2.78%	
加算項目	条例減免に要する経費	34,937円	31,654円	3,283円	10.37%
		34,937円	31,654円	3,283円	10.37%
減算項目	保険者支援制度	4,600,307,310円	4,581,307,889円	18,999,421円	0.41%
		▲ 4,600,307,310円	▲ 4,581,307,889円	▲ 18,999,421円	0.41%
賦課総額 B	70,001,354,063円	68,003,302,435円	1,998,051,628円	2.94%	
1人当たり保険料	42,110円	40,027円	2,083円	5.20%	
1人当たり所得金額 (賦課限度額控除後)	875,248円	863,949円	11,299円	1.31%	
保険料率	所得割料率	2.80/100	2.69/100	0.11/100	4.09%
	均等割額	17,600円	16,800円	800円	4.76%
賦課割合	58 42	58 42	—	—	
賦課限度額	260,000円	260,000円	0円	0.00%	
所得割賦課額 C	40,743,659,663円	40,075,503,235円	668,156,428円	1.67%	
均等割賦課額 D	29,257,694,400円	27,927,799,200円	1,329,895,200円	4.76%	

(3) 介護納付金分

区分	令和8年度 A	令和7年度 B	増減額 C (A-B)	増減率 C/B	
事業費納付金 A	27,395,212,795円	26,341,163,588円	1,054,049,207円	4.00%	
1人当たり納付金額	45,018円	42,431円	2,587円	6.10%	
特別区独自の徴収緩和措置 (ロードマップ) 額	0円	263,411,636円	▲ 263,411,636円	▲ 100.00%	
遊楽緩和措置後の納付金	27,395,212,795円	26,077,751,952円	1,317,460,843円	5.05%	
加算項目	条例減免に要する経費	27,073円	19,438円	7,635円	39.28%
		27,073円	19,438円	7,635円	39.28%
減算項目	保険者支援制度	1,466,686,339円	1,516,008,571円	▲ 49,322,232円	▲ 3.25%
		▲ 1,466,686,339円	▲ 1,516,008,571円	▲ 49,322,232円	▲ 3.25%
賦課総額 B	25,928,553,529円	24,561,762,819円	1,366,790,710円	5.56%	
1人当たり保険料	42,609円	39,565円	3,044円	7.69%	
1人当たり所得金額 (賦課限度額控除後)	1,018,635円	1,021,403円	▲ 2,768円	▲ 0.27%	
保険料率	所得割料率	2.43/100	2.25/100	0.18/100	8.00%
	均等割額	17,800円	16,600円	1,200円	7.23%
賦課割合	58 42	58 42	—	—	
賦課限度額	170,000円	170,000円	0円	0.00%	
所得割賦課額 C	15,096,648,329円	14,256,416,419円	840,231,910円	5.89%	
均等割賦課額 D	10,831,905,200円	10,305,346,400円	526,558,800円	5.11%	

(4) 子ども・子育て支援納付金分

区分	令和8年度 A	令和7年度 B	増減額 C (A-B)	増減率 C/B
事業費納付金 A	7,025,270,151円	—	—	—
1人当たり納付金額	4,226円	—	—	—
特別区独自の徴収緩和措置 (ロードマップ) 額	0円	—	—	—
遊楽緩和措置後の納付金	7,025,270,151円	—	—	—
加算項目	条例減免に要する経費	0円	—	—
		0円	—	—
減算項目	保険者支援制度	0円	—	—
		0円	—	—
賦課総額 B	7,025,270,151円	—	—	—
1人当たり保険料	4,300円	—	—	—
1人当たり所得金額 (賦課限度額控除後)	911,263円	—	—	—
保険料率	所得割料率	0.27/100	—	—
	均等割額	1,800円	—	—
18歳以上均等割額	73円	—	—	—
賦課割合	57 43	—	—	—
賦課限度額	30,000円	—	—	—
所得割賦課額 C	4,033,005,951円	—	—	—
均等割賦課額 D	2,992,264,200円	—	—	—

(5) 1人当たり保険料 (法定減額前)

区分	令和8年度 A	令和7年度 B	増減額 C (A-B)	増減率 C/B
全被保険者平均	175,345円	167,130円	8,215円	4.92%
40歳未満及び65歳以上 (医療+後期+子ども)	159,747円	152,673円	7,074円	4.63%
介護保険第2号被保険者 (医療+後期+介護+子ども)	202,356円	192,238円	10,118円	5.26%

(参考) 特別区独自の負担抑制策と特別区全体での抑制効果 (法定外繰入) 額

区分	令和8年度 A	令和7年度 B	増減額 C (A-B)	増減率 C/B
特別区独自の徴収緩和措置 (ロードマップ)	0億円	31億円	▲ 31億円	▲ 100.00%
収納率による削減しの未実施	151億円	127億円	24億円	18.90%
合計	151億円	158億円	▲ 7億円	▲ 4.43%

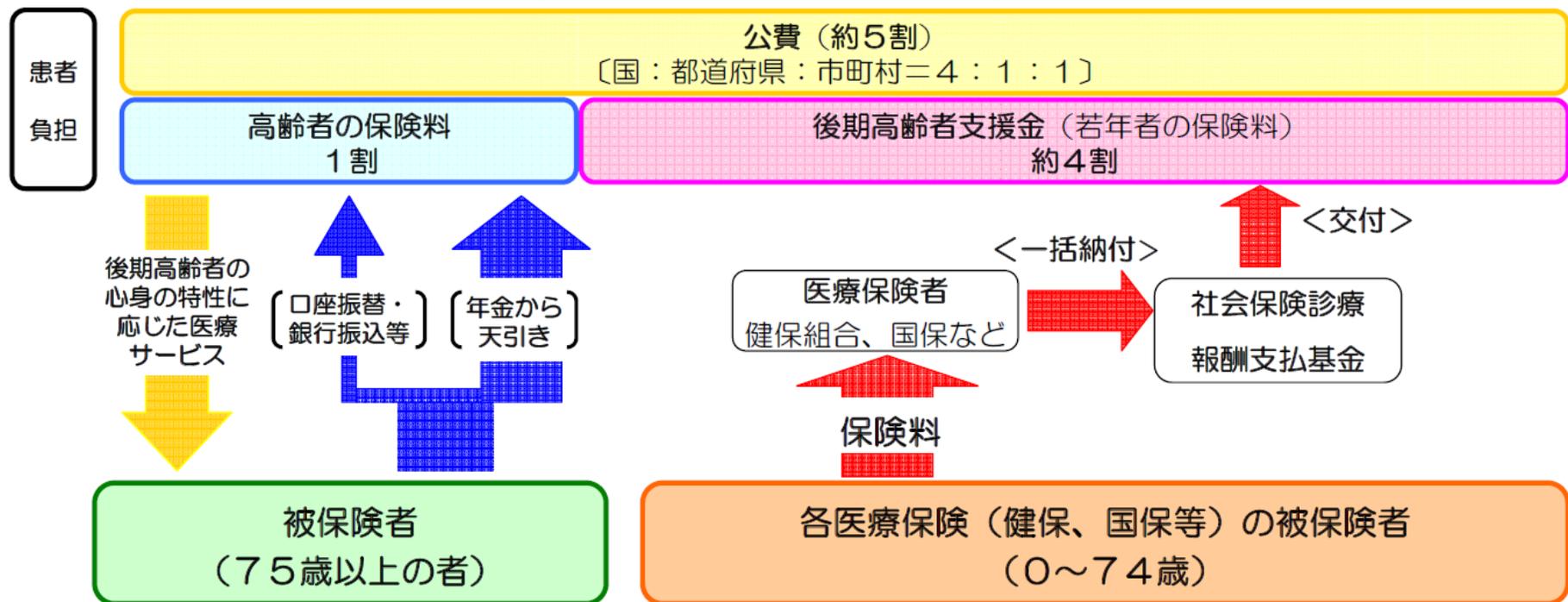
後期高齢者支援金について～後期高齢者医療制度のしくみ

○高齢者自身と現役世代の負担の関係が不明確である等の老人保健制度の問題点を解消し、国民皆保険制度を堅持しつつ将来にわたり持続可能な保険制度とするため、さらには、医療費適正化の総合的な推進のため、「後期高齢者医療制度」が創設され、平成20年度から制度が開始された。

○後期高齢者医療制度の財源構成は、患者が医療機関等で支払う自己負担分を除き、現役世代からの支援金（国民健康保険や社会保険からの負担で4割）及び公費（国・都・区市町村の負担が5割）のほか、75歳以上の被保険者からの保険料（約1割）となっている。

○後期高齢者支援金を算出するにあたって、国が告示した令和8年度加入者被保険者1人当たりの負担見込額は、前年度から**3.9%増の76,450円**となった。なお後期高齢者支援金は、0歳から74歳までの全国民に対して負担が求められている。

【全市町村が加入する広域連合】



介護納付金について～介護保険料納付の仕組み

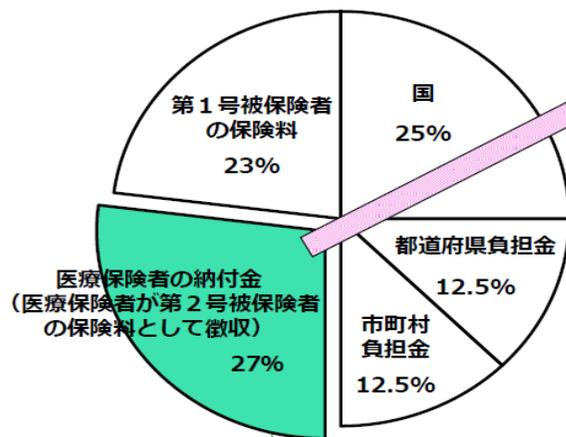
○高齢化や核家族化の進行などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として、「介護保険制度」が創設され、平成12年度から制度が開始された。

○介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられ、第2号被保険者が負担する介護保険料については、医療保険の保険料と一体的に徴収することとなっている。

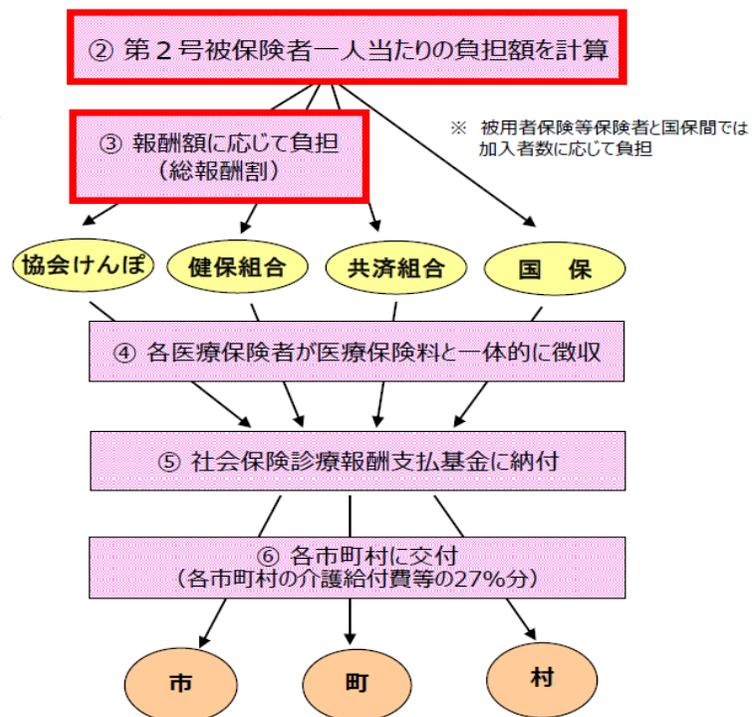
○介護納付金（第2号被保険者の保険料として徴収する分）を算出するにあたって、国が告示した令和8年度第2号被保険者1人当たりの負担見込額は、前年度から**2.5%増**の**89,791円**となった。

- 40～64歳（第2号被保険者）の保険料は、各医療保険者が徴収し、納付金として支払基金へ納付
- 納付金は、概算により納付し、2年後に精算する仕組み

① 第2号被保険者（40～64歳）は給付費の27%を負担



令和7年度 予算案



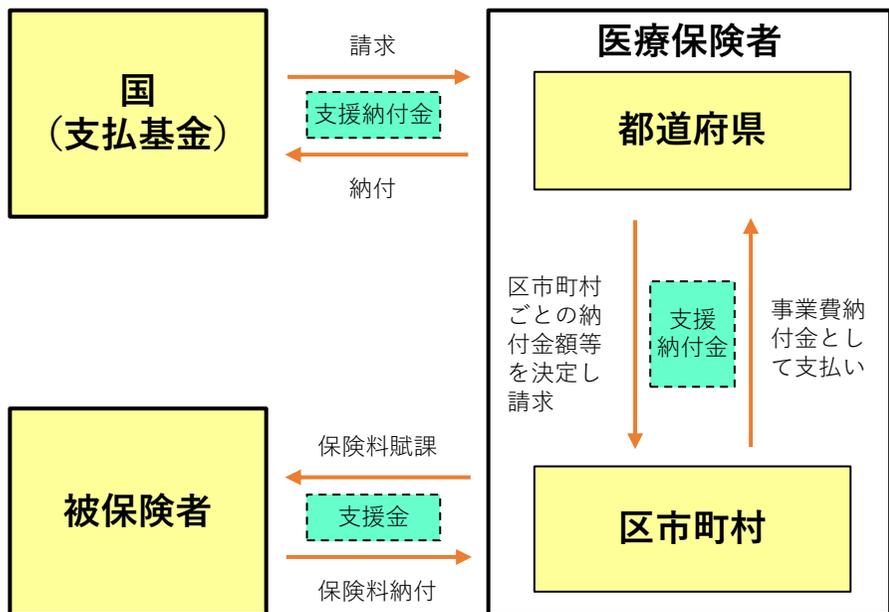
子ども・子育て支援納付金について～子ども・子育て支援金制度のしくみ

○令和5年12月に閣議決定された、こども未来戦略「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、その財源を確保する新しい仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度から創設される。

○子ども・子育て支援金制度は、こどもや子育て世帯を全世帯・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとされる。その支援金は、児童手当など法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てるためとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出することとされている。

▶ 支援納付金徴収の流れ

区市町村は、支援金を事業費納付金という形で都へ支払うため、納付金請求額から逆算して保険料率（特別区基準保険料率）を設定し、支援金相当分を被保険者から保険料として徴収することとなる。



▶ 支援金の具体的な使途

子ども・子育て支援金は、切れ目なくすべての子育て世帯の支援を実現する制度に充てるとされており、具体的には下記6つの施策に充てられるとされている。

拡充施策	拡充の内容
① 児童手当の拡充	所得制限を撤廃、高校生年代まで延長、第3子以降は3万円に増額
② 妊婦のための支援給付 (出産・子育て応援交付金)	妊娠・出産時に10万円の経済支援
③ 乳児等のための支援給付 (こども誰でも通園制度)	月一定時間までの枠内で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みの創設
④ 出生後休業支援給付 (育休給付率の手取り10割相当の実現)	子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付とあわせて最大28日間手取り10割相当となるよう給付の創設
⑤ 育児時短就業給付 (育児期の時短勤務の支援)	2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給
⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置	自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除

【こども家庭庁資料「子ども・子育て支援金制度について」より】

令和6・7年度政令指定都市との保険料率比較

(医療給付費分＋後期高齢者支援金分)

	令和7年度		令和6年度	
	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)
特別区	10.4%(15/21番目)	64,100円(14/21番目)	11.49%(8/21番目)	65,600円(11/21番目)
札幌市	12.13%	69,690円	12.59%	69,480円
仙台市	11.43%	73,360円	11.97%	72,510円
さいたま市	9.73%	51,800円	9.61%	47,200円
千葉市	9.99%	66,600円	9.85%	63,960円
横浜市	11.15%	53,170円	11.48%	52,510円
川崎市	10.56%	55,913円	10.84%	57,987円
相模原市	9.10%	62,000円	9.10%	62,000円
新潟市	10.70%	56,100円	10.70%	56,100円
静岡市	8.65%	64,200円	8.65%	64,200円
浜松市	9.55%	66,000円	9.55%	66,000円
名古屋市	11.37%	65,443円	11.89%	65,123円
京都市	10.94%	63,950円	10.47%	57,530円
大阪市	12.32%	89,793円	12.68%	92,101円
堺市	12.32%	89,793円	12.68%	92,101円
神戸市	10.76%	78,410円	11.60%	78,280円
岡山市	11.10%	66,480円	11.10%	66,480円
広島市	11.08%	80,422円	10.65%	76,420円
北九州市	11.71%	71,360円	11.71%	71,380円
福岡市	9.24%	58,934円	9.66%	59,012円
熊本市	10.96%	79,800円	10.96%	79,800円

※1人当たり保険料については、公表しておらず、各市の所得が分からないため、算定はできない。

また、上記の特別区の欄にある順位は、政令指定都市を含めた21都市の中で、何番目に所得割率や均等割率が高いかを示している。